

専門学校日本医科学大学校における学校評価に関する実施要綱

制定 平成 25 年 12 月 1 日

I. 目的

この要綱は、専門学校日本医科学大学校（以下、「学校」という。）が、学校活動全般について自己改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、もって学校における設置目的を達成するために行う学校評価について、必要な事項を定めることを目的とする。

II. 学校評価委員会の設置

学校評価を円滑に行うために、学校評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、別に学校評価委員会規程を定める。

1. 構成

- 1) 委員会は、教職員の中から学校長が指名する委員により構成する。
- 2) 委員の中から委員長 1 名を置く。
- 3) 委員の中から副委員長 2 名を置く。

2. 職務

- 1) 学校評価の企画立案、分析及び進行管理、課題の整理を行う。
- 2) 学校運営評価の最終評価を行う。

3. 委員会の開催

- 1) 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

III. 学校評価の体系

学校では、「自己評価」及び「学校運営に関する外部の専門家等による「第三者評価」からなる学校評価を実施する。

1. 自己評価

自己評価は、学校の目標達成状況等を検証することを通じ、学校の現状と課題を明らかにし、教育活動その他の学校運営の改善を図ることを目的として実施する。

1) 評価内容

自己評価の評価内容は、以下によるものとする。

- (1) 学校運営
- (2) 教育課程・教育活動
- (3) 入学・卒業対策
- (4) 学生生活への支援
- (5) 管理運営・財政
- (6) 施設設備
- (7) 教職員の育成
- (8) 広報
- (9) 地域との連携

(10) その他、校長が必要と認める事項

2) 評価の実施

(1) 自己評価の実施は、毎年度末までに行う。

3) 評価者

(1) 各委員が評価を分担して行う。

(2) 各委員が行った評価を参考にして、委員会が最終評価を行う。

4) 自己評価結果の報告、公表

(1) 委員長は、学校自己評価報告書を作成し、速やかに学校長に報告する。

(2) 学校長は、学校自己評価をホームページ等適切な方法を用いて公表する。

2. 第三者評価

1) 評価内容

(1) 第三者評価は、学校から提出された前年度の自己評価書及び学校関係者評価書の結果などにより、学校教育活動その他の学校運営について、専門的、客観的立場から評価を行い、学校運営の改善を促すことを目的として実施する。

2) 評価の実施

(1) 第三者評価の実施は、毎年度末までに行う。

3) 評価者

(1) 学校長は、第三者評価を実施するため、学校運営に関する外部の専門家などによる第三者評価者（以下、「第三者評価者」という。）に調査を依頼する。

(2) 第三者評価者は、各学校の自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえ、訪問調査により専門的、客観的立場からの評価を行う。

4) 第三者評価の報告、公表

(1) 第三者評価者は、訪問調査の調査結果を学校長へ報告する。

IV. その他

1. その他学校評価に関し必要な事項は学校長が定める。